就労継続支援Ａ型事業を実施する事業主の皆さまへ

令和２年10月１日以降、対象労働者を雇い入れる場合の
支給要件を変更します

「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース及び生活保護受給者等雇用開発コース）」は、令和２年10月１日から、支給要件の一部を変更します。今後、ご利用をお考えの事業主の皆さまはご留意ください。

離職割合要件の除外対象の追加　令和２年10月１日以降、対象労働者を雇い入れる場合

◎雇用保険被保険者資格の喪失原因が「２」（対象障害者の死亡、事業主都合による離職等以外の者）である者のうち、離職割合要件の除外対象となる離職理由を追加します。

〈現行〉除外対象となる離職理由

a　天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
b　対象労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇
（解雇の形式を取らず、事業主の勧告などにより依頼退職の形式を取った場合を含む）
c　労働協約、就業規則などで定める規定（社会通念上妥当性のある理由（定年を除く）であるもの。）に基づく解雇または退職（本人からの申し出による場合、雇用契約期間が満了した場合を除く）
d　被保険者として取り扱われない取締役、役員などになったことにより被保険者資格を喪失した場合

▼

〈改正後〉「追加」で除外対象となる離職理由

e　妊娠、出産、育児により離職した場合
f　父もしくは母の死亡、疾病、負傷などのため、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合または常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷などのために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことで離職した場合
g　配偶者または扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことで離職した場合
h　次の理由により、通勤不可能または困難となったことで離職した場合

(a) 結婚に伴う住所の変更
(b) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用または親族などへの保育の依頼
(c) 自己の意思に反しての住所または居所の移転を余儀なくされたこと
(d) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止または運行時間の変更など
(e) 配偶者の事業主の命による転勤もしくは出向または配偶者の再就職に伴う別居の回避

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL021002障01

離職割合要件について

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件①または②のいずれかに該当する場合）、新たな対象労働者の雇い入れについて、**この助成金を受けることはできません。**

① 対象労働者の雇い入れ日よりも前にこの助成金の支給決定の対象となった者のうち、**雇い入れ日から起算して１年を経過する日**（以下、「確認日A」）が基準期間内（対象労働者の雇い入れ日の前後６ヶ月間）にある者が**５人以上**いる場合であって、それらの者が、**確認日Aの時点で離職している割合が25%を超えている場合。**

② 対象労働者の雇い入れ日よりも前にこの助成金の支給決定対象者となった者のうち、**助成対象期間の末日の翌日から起算して１年を経過する日**（以下、「確認日B」）が基準期間内（対象労働者の雇い入れ日の前後６ヶ月間）にある者が**５人以上**いる場合であって、それらの者が、**確認日Bの時点で離職している割合が25%を超えている場合。**

〈留意事項〉

○「離職」には、雇用保険被保険者資格の喪失原因が「１」（対象労働者の死亡など）である者は含みません。原則、理由を問わず、すべての離職を含みます。

○ ただし、離職割合が25%を超える事業主で、①雇用保険被保険者資格の喪失原因が「２」（対象障害者の死亡、事業主都合による離職等以外の者）である者のうち、**除外対象となる離職理由による離職者がいる場合、**②同一事業所に継続して２年以上雇用され（助成対象期間が３年の者にあっては３年以上）、かつ、65歳以上で離職した者がいる場合、③A型事業所の支援を受け一般就労へ移行した者がいる場合は、その者を離職した者から除外した上で再計算し、25%を超えていない場合は支給対象事業主とします。

【離職割合の算出方法（例）】

① 確認日Ａまたは確認日Bが基準期間内（R２.4.1からR3.3.31）にある人（分母）：６人

② 確認日Ａまたは確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日Ａまたは確認日B時点で離職している人（分子）：２人

▶▶ **離職割合(%)：②２人 ÷ ①６人 ＝ 33.3 %**

ご注意ください

▶ 離職割合要件の確認に当たって、関係書類の提出を求める場合がありますのであらかじめご了承ください。

▶ 申告していただいた離職理由と異なる理由で受給資格決定が行われた場合、受給資格決定後の離職理由が優先されます。離職理由が変更となった結果、離職割合が25%を超える場合は、以後の支給対象期間について、助成金を受給することは出来ません。

▶ 助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL021002障01